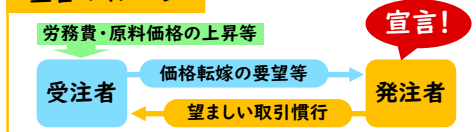


パートナーシップ構築宣言とは

業種・規模を問わず宣言できます!

規模の大小・業種にかかわらず、事業者の皆さまが「発注者」の立場で、取引先との共存共栄の関係構築に取り組むことを宣言する国の制度です。

宣言のイメージ



※「発注者」としての取引行為の範囲は広く、社内の清掃委託や設備管理委託なども対象です。

※個人事業主の皆さまも宣言いただけます。
(大企業や、多くの発注先を擁する会社のみが対象となるものではありません)

どのように宣言する?

宣言文のひな型が用意されており簡単に登録できます!

事業者の皆さまが「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」で、次の事項に重点的に取り組む旨の宣言文を作成・登録します。(登録後3~4日程度で公表)

(1) サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
(オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)

(2) 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行の遵守
(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)の遵守)

- ① 価格決定方法
- ② 型管理などのコスト負担※
- ③ 原則現金払などの支払条件
- ④ 知的財産・ノウハウの保護
- ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ防止

※部品製造に必要な金型の管理コストが不適切な形で受託中小企業に押し付けられることを是正するもの
(型を活用した取引を行っていない事業者は宣言不要)



(ポータルサイト)

宣言のメリットは?

国や県の補助金の審査で加点措置があります!

- (1) ロゴマークを使用でき、名刺などに掲載して取組をPRできます。
- (2) 国「ものづくり等補助金」などにおける採択審査で加点措置が受けられます。

※加点される補助制度はポータルサイトで公表されており、順次追加される予定です。

- (3) 県の補助金における採択審査で加点措置が受けられます(予定含む)。

○県「戦略的製品開発推進事業費補助金」

○産業振興センター「デジタル技術活用促進事業費補助金」「事業戦略等推進事業費補助金」

※詳しくは各補助金の事務局にお問合せください。

※県「働きやすい環境整備事業費補助金」では、宣言が補助要件となります

問い合わせ先

「宣言」の内容について

○内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付
参事官(産業・雇用担当)付
TEL 03-6257-1541

○中小企業庁企画課
TEL 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

○(公財)全国中小企業振興機関協会
TEL 03-6228-3802

本チラシについて

○高知県商工労働部商工政策課
TEL 088-823-9283



(令和7年4月版)